

News Release

Orchestrating a brighter world

NEC

2018年9月14日

報道関係各位

日本電気株式会社

無担保普通社債の発行について

NECは下記のとおり第53回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第54回無担保社債（社債間限定同順位特約付）および第55回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を発行することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 日本電気株式会社第53回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 社債総額 | 金300億円 |
| (2) 各社債の金額 | 金1億円 |
| (3) 利率 | 年0.260% |
| (4) 払込金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (5) 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (6) 期限および償還方法 | 5年
満期一括償還
① 最終償還期限 2023年9月21日
② 買入消却 払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 |
| (7) 利払日 | 毎年3月21日および9月21日 |
| (8) 募集の方法 | 一般募集 |
| (9) 申込期間 | 2018年9月14日 |
| (10) 払込期日 | 2018年9月21日 |
| (11) 担保 | 本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
「担保提供制限条項（社債間限定同順位特約）」が付されている。 |
| (12) 財務上の特約 | S M B C 日興証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社を主幹事とする引受シンジケート団 |
| (13) 引受会社 | 株式会社三井住友銀行 |
| (14) 財務代理人、発行代理人および支払代理人 | 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き社 |
| (15) 社債等振替法の規定の適用 | |

	債券を発行することができない。
(16) 振替機関	株式会社証券保管振替機構
(17) 取得格付	A- (株式会社格付投資情報センター)
(18) 資金使途	本社債および第 54 回、55 回無担保社債の合計による手取金概算額のうち、90 億円を 2019 年 3 月末日までに返済期日の到来する長期借入金の返済資金の一部に充当し、残額を 2020 年 3 月末日までに返済期日の到来する長期借入金の返済資金の一部に充当する。

2. 日本電気株式会社第 54 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

(1) 社債総額	金 100 億円
(2) 各社債の金額	金 1 億円
(3) 利率	年 0.360%
(4) 払込金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円
(5) 償還金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円
(6) 期限および償還方法	7 年 満期一括償還 ① 最終償還期限 2025 年 9 月 19 日 ② 買入消却 払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
(7) 利払日	毎年 3 月 21 日および 9 月 21 日
(8) 募集の方法	一般募集
(9) 申込期間	2018 年 9 月 14 日
(10) 払込期日	2018 年 9 月 21 日
(11) 担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
(12) 財務上の特約	「担保提供制限条項（社債間限定同順位特約）」が付されている。
(13) 引受会社	大和証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社を主幹事とする引受シンジケート団 株式会社三井住友銀行
(14) 財務代理人、発行代理人および支払代理人	本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 66 条第 2 号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第 67 条第 2 項に定める場合を除き社債券を発行することができない。
(15) 社債等振替法の規定の適用	株式会社証券保管振替機構
(16) 振替機関	A- (株式会社格付投資情報センター)
(17) 取得格付	本社債および第 53 回、55 回無担保社債の合計による手取金概算額のうち、90 億円を 2019 年 3 月末日までに返済期日の到来する長期借入金の返済資金の一部に充当し、残額を 2020 年 3 月末日までに返済期日の到来する長期借入金の返済資金の一部に充当する。
(18) 資金使途	

3. 日本電気株式会社第 55 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

(1) 社債総額	金 100 億円
(2) 各社債の金額	金 1 億円
(3) 利率	年 0.500%
(4) 払込金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円
(5) 償還金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円
(6) 期限および償還方法	10 年 満期一括償還 ① 最終償還期限 2028 年 9 月 21 日 ② 買入消却 払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
(7) 利払日	毎年 3 月 21 日および 9 月 21 日
(8) 募集の方法	一般募集
(9) 申込期間	2018 年 9 月 14 日
(10) 払込期日	2018 年 9 月 21 日
(11) 担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
(12) 財務上の特約	「担保提供制限条項（社債間限定同順位特約）」が付されている。
(13) 引受会社	大和証券株式会社、S M B C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社を主幹事とする引受シンジケート団 三井住友信託銀行株式会社
(14) 財務代理人、発行代理人および支払代理人	本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 66 条第 2 号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第 67 条第 2 項に定める場合を除き社債券を発行することができない。
(15) 社債等振替法の規定の適用	株式会社証券保管振替機構 A-（株式会社格付投資情報センター）
(16) 振替機関	本社債および第 53 回、54 回無担保社債の合計による手取金概算額のうち、90 億円を 2019 年 3 月末日までに返済期日の到来する長期借入金の返済資金の一部に充当し、残額を 2020 年 3 月末日までに返済期日の到来する長期借入金の返済資金の一部に充当する。
(17) 取得格付	
(18) 資金使途	

以上

<本件に関する報道関係からのお問い合わせ先>

N E C コーポレートコミュニケーション部 上田

電話：(03) 3798-6511

<将来予想に関する注意>

本資料に記載されているNECグループに関する業績、財政状態その他経営全般に関する予想、見通し、目標、計画等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいております。これらの判断および前提是、その性質上、主観的かつ不確実です。また、かかる将来に関する記述はそのとおりに実現するという保証はなく、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。その要因のうち、主なものは以下のとおりですが、これらに限られるものではありません。

- ・経済動向、市況変動、為替変動および金利変動
- ・NECグループがコントロールできない動向や外部要因による財務および収益の変動
- ・企業買収等が期待した利益をもたらさない、または、予期せぬ負の結果をもたらす可能性
- ・戦略的パートナーとの提携関係の成否
- ・海外事業の拡大が奏功しない可能性
- ・技術革新・顧客ニーズへの対応ができない可能性
- ・製造工程に関する問題による減収または需要の変動に対応できない可能性
- ・製品・サービスの欠陥による責任追及または不採算プロジェクトの発生
- ・供給の遅延等による調達資材等の不足または調達コストの増加
- ・事業に必要となる知的財産権等の取得の成否およびその保護が不十分である可能性
- ・第三者からのライセンスが取得または継続できなくなる可能性
- ・競争の激化により厳しい価格競争等にさらされる可能性
- ・特定の主要顧客が設備投資額もしくはNECグループとの取引額を削減し、または投資対象を変更する可能性
- ・顧客が受け入れ可能な条件でのベンダーファイナンス等の財務支援を行えない可能性および顧客の財政上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化
- ・優秀な人材を確保できない可能性
- ・格付の低下等により資金調達力が悪化する可能性
- ・内部統制、法的手続、法的規制、環境規制、税務、情報管理、人権・労働環境等に関連して多額の費用、損害等が発生する可能性
- ・自然災害や火災等の災害
- ・会計方針を適用する際に用いる方法、見積および判断が業績等に影響を及ぼす可能性、債券および株式の時価の変動、会計方針の新たな適用や変更
- ・退職給付債務にかかる負債および損失等が発生する可能性

将来予想に関する記述は、あくまでも本資料の日付における予想です。新たなリスクや不確定要因は隨時生じ得るものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、新たな情報、将来の事象その他にかかわらず、当社がこれら将来予想に関する記述を見直すとは限りません。
